

山形県認定こども園の認定の要件に関する条例の改正について

1 趣旨

認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。以下同じ）を運営するためには、県が定める認定要件を満たし、知事（中核市の場合は市長）の認定を受けることとされています。

上記認定要件は、国の基準^{※1}を踏まえて県の条例及び規程で定めていますが、「こども未来戦略」^{※2}の策定を受けた国の基準の一部改正に伴い、県の条例の一部改正を予定しており、この改正に対する意見の募集を行うものです。

※1 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準」（平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省告示第2号）

※2 政府において、子ども・子育て政策の理念や今後の集中的な取組み、将来像等をまとめたもの（令和5年12月22日閣議決定）。

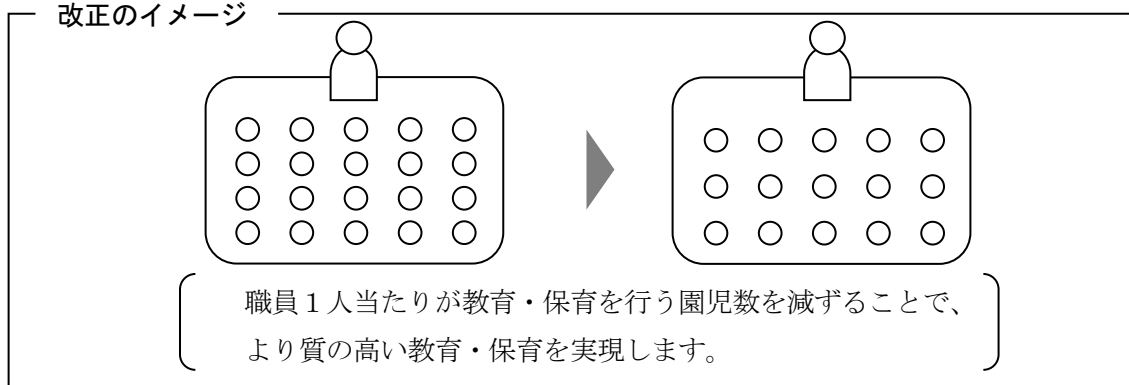
2 改正の内容

認定こども園の教育及び保育に従事する職員配置の見直し

幼児教育・保育の質の向上を図る観点から、より手厚い教育・保育の実現のため、職員配置の最低基準の改善を行います。

年 齢	現 行	改正案
3 歳児	おおむね園児20人につき職員1人以上	おおむね園児15人につき職員1人以上
4・5 歳児	おおむね園児30人につき職員1人以上	おおむね園児25人につき職員1人以上

改正のイメージ



3 施行期日等

公布の日

ただし、子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、従前の基準による運営を妨げない経過措置を設けます。